

保証規定

1. 取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に基づくお客様の正常なご使用状態のもとで、保証期間内に故障が発生した場合には、無償にて故障箇所を当社所定の方法で修理させていただきます。

2. 製品の保証期間は、ご納入日から満1ヶ年間本製品の無償修理をいたします。

3. 保証期間内に故障して、無償修理を受ける場合には、当社にご依頼の上、製品を送付して下さい。

この場合送料についてはお客様にてご負担ください。又、出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

4. 無償修理のために部品単体をお客様に提供する場合には、故障部品を当社に返却後、交換部品発送いたします。

5. 保証期間内でも次の場合には原則として有料にさせていただきます。

(1) 取扱説明書によらないでご使用になったり、使用上の誤りおよび不当な修理や改造による故障および損傷

(2) 公害、火災、地震、水害、落雷、その他天災地変、異常電圧、指定外の使用電源（電圧、周波数）などによる故障及び損傷

(3) 製品本来の使用目的と異なる用途に使用された事に起因する故障及び損傷

(4) お客様による保管、輸送、移動時の落下、衝撃等、お取扱いが不適当なため生じた故障および損傷

(5) 外観上のキズ、色あせ、塗装のハガレ、腐食、音・振動等装置の機能には影響を及ぼさない箇所の修復

(6) 正常なご使用方法でも、当社が別に定める消耗部品が自然消耗、摩耗、劣化、変化した場合

(7) 本製品に接続又は、連動している当社認定以外の機器および、消耗品に起因する故障および損傷

(8) その他当社の責任とみなされない故障

6. 本製品の故障、またはその使用によって生じた直接、間接の損害について、当社はその責任を負わないものといたします。

7. 保証期間内に故障し、修理・交換・改造を行った部品・箇所については、その部品または箇所に対して、修理完了日から3ヶ月間の保証を行うものといたします。

8. 保証期間後経過後に発生した故障が使用損耗あるいは経年変化によるものではなくその全部または一部が弊社の責任に起因する場合は、その責任の度合いに応じた適正な費用負担で修理いたします。

9. 本保証規定は日本国内においてのみ有効です。

* この保証規定は、本書に明示した期間、条件のもとにおいて無償修理をお約束する

ものです。

したがって保証期間経過後に発生した不具合の修理は原則として有料です。

〒507-0832 岐阜県多治見市金山町 22-1

ジャパンセパレーター(株)

TEL 0572-21-2460 FAX 0572-21-2470